

教育委員会議会議録〔詳細〕は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

.....

## 佐倉市教育委員会会議録〔会議概要〕

令和5年7月教育委員会会議：定例会

期 日 令和5年7月19日（水）開会 午後3時00分  
閉会 午後4時21分

会 場 社会福祉センター3階中会議室

出席委員 圓城寺一雄 教育長 吉村真理子 教育長職務代理者  
菅谷 義範 委員 小菅 広計 委員  
熊倉 夏子 委員

傍聴者 4名

出席職員	教 育 長 圓城寺 一雄(再掲)	教 育 部 長 緑川 義徳
	教育部参事(学務課長事務取扱) 村上 武宏	教育部参事(指導課長事務取扱) 榎本 泰之
	教育総務課長 菊間 明美	教育センター所長 松原 和弘
	社会教育課長 舎人 樹央	文 化 課 長 猪股 佳二
	学務課学事班長 曾田 一幸	教育総務課企画財務班長 平野 昌彦
	教育総務課企画財務班 伊藤 浩司	教育総務課施設班長 新川 ゆか
	教育総務課施設班 桑名 盛人	
事 務 局	教育総務課教育総務班長 千々岩和代	教育総務課教育総務班 實川 和博

### 〈 会議概要 〉

#### 1 教育長開会宣言

#### 2 報告事項

##### ① 教育長より3件報告

1点目、令和5年度千葉県都市教育長協議会が6月30日にホテルポートプラザちばにおいて開催された。

2点目、7月20日に流山市地域福祉センターで開催された令和5年度千葉県市町村教育委員会連絡協議会第2回幹事会、この2つの会議の内容は、同一のものである。千葉県教育委員会に提出する令和6年度千葉県教育予算及

び人事に関する要望書の取りまとめを行った。

具体的には、各市町村教育委員会からの要望を各地区で取りまとめ、教育3団体、千葉縣市町村教育委員会連絡協議会、千葉県都市教育長協議会、千葉県町村教育長協議会で取りまとめを行い、8月末に千葉県教育委員会教育長に提出するものである。内容について、主なものとしては、教員の欠員に関する定数確保に関する要望、部活動地域移行に関連して、原則受益者負担という国の方針に対して新たな補助制度の創設を国に要望してほしいという内容、また給食費無償化について国に支援を要望する、このようなものが含まれている。

3点目、令和5年7月14日にホテルウェルコ成田で開催された令和5年度第2回印旛地区教育委員会連絡協議会常任委員会についてである。協議事項として2点、令和5年度印教連教育功労者表彰について、令和5年度印教連研修視察について、この2点が協議の後、確認をされた。なお、視察研修については、11月16日に実施することとなった。

また、常任委員会終了後の教育長会議では、部活動の地域移行についての情報交換を行った。

② 6月市議会定例会について【教育総務課長】

資料1ページ、令和5年6月定例会佐倉市議会議決結果一覧である。6月市議会定例会は、6月12日（月）から7月3日（月）までの22日間を会期として行われた。

教育委員会に関連する議案については、議案第2号の1件で、原案のとおり可決された。なお、グレーで塗り潰してあるものについては、業務の執行上、早期に議決を得る必要があることから、先議として採決が行われたものである。

続いて、資料2～4ページ、教育委員会に関連する発議案について、第1号、2号、3号については可決、第14号については否決された。また、請願第1号、2号については採択、陳情第3号については不採択となっている。

続いて答弁記録の1ページ、一般質問について、今回は14名の議員から教育委員会関係の質問があった。質問及び答弁の概要については、11～74ページとなる。夢咲くら館に関する事、佐倉市立幼稚園に関する事、給食費無償化に関する事など、多岐にわたる質問があった。

③ 佐倉市立図書館の臨時休館について【社会教育課長】

本件は、佐倉市立図書館の管理運営に関する規則第3条第1項第5号に定められた特別整理日の規定に基づき、施設を休館にして施設ごとに蔵書点検作業を行おうとするものである。

実施館、期間、臨時休館日、休館日数等は資料のとおりである。利用者の利便性を考慮し、各施設の休館期間が重ならないように調整するとともに、第1火曜日の館内整理日も活用して行うこととした。

利用者への周知方法については、こうほう佐倉、図書館ホームページ、図書館カレンダー、館内ポスター掲示などの方法で周知する。

④ 市民音楽ホール・臼井公民館（図書室を含む）の臨時休館について

【文化課長】

市民音楽ホールでは、8月5日（土）及び12日（土）に全館停電を伴う発電機及び自家用電気工作物の点検を予定している。当日は、点検による停電のため通信設備、空調設備、各種システムが稼働できず、十分な窓口サービスを提供することができないため、市民音楽ホールと臼井公民館、臼井公民館図書室も併せて臨時休館とする。

また、9月18日（月・祝日）には建築基準法第12条に基づく点検を予定している。この点検において、防火シャッターの開閉等があり、利用者の安全確保が困難であることから、同様に臨時休館とさせていただきます。

なお、点検の実施日については、併設の出張所が休みの日を選んで調整している。周知の方法としては、市ホームページ、館内掲示等によって周知を図る。根拠となる規則等については、配付資料の2ページ目に記載している。

⑤ 感染状況について【指導課長】

6月24日から7月14日までの感染状況について、新型コロナウイルス感染症が105名、インフルエンザが5名、ヘルパンギーナ7名、溶連菌感染症5名、水痘、流行性耳下腺炎、流行性角結膜炎が各3名、感染性胃腸炎が2名、アデノウイルスが1名である。

6月については、学級閉鎖等はなかった。インフルエンザは減少したものの、新型コロナウイルス感染症については継続して感染者が出ている。また、県より注意喚起の出ているヘルパンギーナについても若干、増加傾向にある。今後も感染症予防対策の徹底を図るよう指導していく。

⑥ いじめの件数について【指導課長】

6月のいじめの状況について、いじめの認知件数は小学校が143件、中学校が96件、合計239件。昨年度の同月と比較すると17件減少している。6月に新たに認知された件数は、小学校47件、中学校16件、合計63件。いじめの内容としては、冷やかしやからかい、嫌なことを言われるが半数以上を占めている。今後もきめ細やかに子どもたちの状況把握に努めるとともに、学校支援アドバイザーと連携を図りながら、いじめの早期発見、即日対応に努めていく。

《委員から報告》

感染症の追加である。新型コロナウイルス感染症、やはり増えていて、先週第28週、7月10日から7月16日までの印旛市郡医師会内の感染者数が383件、定点当たり15.96。3週前の第25週、6月19日から6月25日が総数210件、定点当たり8.75だったので、2倍近くになっている。基礎疾患のある方は気を付けなければならない。なお、前の週の第27週が302件で定点当たり12.58、その前の週が251件で定点当たり10.46。減少傾向にはないということで、十分に注意していただきたい。夏休みになり、学校内でかかるということはなくても、地域社会でかかる確率は高くなる。やはり、5類に移行したことで関心が薄れてきている。

インフルエンザは、先週、第 28 週、7 月 10 日から 7 月 16 日、総数で 41 件、定点当たり 1.71。その前の週、第 27 週、7 月 3 日から 7 月 9 日が総数 22 件で定点当たり 0.92。まだ流行と言えないが、先週については 1.71 と 1 を超えてきたので、注意していただきたい。

ヘルパンギーナ、これは今かなり増えている、小児科は結構苦労している。第 28 週、7 月 10 日から 7 月 16 日までが総数 182 件で、定点当たり 11.37。かなりの数である。インフルエンザよりはるかに危険性が高い。夏休みに入るので各家庭で注意をしていただきたい。

感染性胃腸炎、これについても、総数 156 件、定点当たり 9.75、結構な数である。

今注意すべきは、新型コロナウイルス感染症、ヘルパンギーナ、それから感染性胃腸炎、この 3 つがかなり多いので、十分に注意をしていただきたい。

また、感染症ではないのだが、熱中症に気をつけていただいて、夏休み、特に家庭での注意を十分に児童生徒に話していただければと思う。熱中症は、対症療法しかないもので、かからないことが一番大事である。適切な水分の摂取と、過労にならないということ、その辺の注意を十分にいただければと思う。

### 3 議決事項

議案第 1 号 教育委員会の事務執行にかかる点検評価報告書について  
教育総務課長より上程議案の説明

内容：点検評価報告書（案）については、6 月の教育委員会議でいただいた意見や指摘を踏まえて、記述の加除、修正などを行った。

資料 1 ページ、指摘 1、自己評価一覧における実績数値と評価内容の明確化について、自己評価一覧の数値目標に対する実績数値と評価の関係が分かりにくいという指摘があったことから、自己評価一覧の実績数値の右隣に、目標に対する達成率を追加した。

資料 2 ページ、指摘 2、事業の自己点検評価について、自己評価一覧に掲載する事業のうち、ナンバー 53、公民館における学習の場の提供について、実績数値が数値目標を満たしており、自己点検評価を再検討してもよいのでは、といった意見を頂戴した。確認したところ、数値目標を達成していたので、補助評価を A に修正した。質的評価 B との組合せにより総合評価も A と修正した。

また、その他の事業についても、同様に点検をしたところ、点検評価報告書（案）の 15 ページ、ナンバー 11 の教育センター報告会の実施についても、数値目標を達成していたので、数的評価を A に修正し、あわせて総合評価も A と修正した。

これらの修正に伴い、点検評価報告書（案）13 ページ、②の数的評価については、2 つ分の事業が B から A に変更となり、③の総合評価についても同様に 2 つの事業が B から A に変更となった。

今後の予定について、本日議決後、8 月中に学識経験者のご意見を頂戴し、報告書の巻末に添えて完成版の点検評価報告書として 9 月に市議会へ提出するとともに、ホームページ等で公表する予定である。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

議案第2号 佐倉市立幼稚園のあり方に関する方針について  
学務課長より上程議案の説明

内容：本議案については、園児数の急激な減少を踏まえ、今後の方針を定めるものである。これまで5月、6月の教育委員会会議において協議をいただきご意見、ご質問を頂戴したところであるが、改めて説明する。

教育委員会では、幼児教育を行うためには同年代の幼児との集団教育を行う場を提供し、適切な環境を整備する必要があると考えている。佐倉市立幼稚園については、令和5年度の新入園児が1名と急激な減少となり、このような集団生活の営みの場を提供することが難しくなっている。また、市の就学前人口が減少を続けており、今後も園児の増加は期待し難いものとなっている。教育委員会では入園者数が1名という厳しい状況であったことから、緊急に検討を進めてきたところである。

一方で、私立幼稚園においては、特色ある幼児教育が展開され、質の高い幼児教育を受けられる環境が整備されている状況となっていることもあり、本市における公立幼稚園は一定の役割を終えたと捉えている。

教育委員会としては、幼児教育の無償化制度に加えて少子化の進展、社会情勢の変化及び保育ニーズの高まり等、総合的に判断した結果、佐倉市立幼稚園の運営は継続していくことは難しいと考え、閉園は致し方ないという結論となり、佐倉市立幼稚園のあり方に関する方針（案）を策定したところである。

なお、佐倉市立幼稚園3園の定員は、合計で290名、今年度の3園の園児数は合計で17名と大変厳しい状況となっている。また、17名の園児のうち、16名は令和6年3月に卒園となる。今年度の新入園児1名については、教育委員会として責任を持って対応を進めている。

前回の教育委員会議後の状況について、7月13日に再度保護者説明会を実施し、13世帯のうち6世帯の方々に参加いただいた。説明会では、集団生活の営みの場という観点で、保護者からは「少ない園児数でも問題はない。マックス4、5人や1人でも継続すべき」とのご意見をいただいているが、文部科学省を通じた調査によると、教員が望む1学級当たりの幼児数として、4、5歳児は20人以上、中でも5歳児は25人以上が望ましいという調査結果が出ている。この点において、考えが相違している状況である。教育委員会としては、少ない人数では集団活動という点において責任を持った幼稚園教育が提供できないと考えている。

次に、特別な支援を必要とする園児の受皿として、公立幼稚園は必要であるという意見をいただいている。特別な支援を必要とする子どもについては、私立幼稚園等においても、今年度 50 人以上を受け入れている状況となっている。

なお、一番大切なことは、子どもを安全にお預かりすることであり、佐倉市立幼稚園においても、受入れの調整は行っている状況である。特別な支援を必要とする園児については、県や関係機関と連携を図りながら対応に努めてまいりたい。

先に報告させていただいたが、「佐倉市立幼稚園の閉園方針見直しを望む会」から、インターネットによる署名 102 人分、紙記載による署名 246 人分を受け取った。また、こちらも先に報告させていただいたが、佐倉市議会の 2 つの会派から要望書の提出があった。1 つは、幼稚園の閉園を取りやめ、継続すべきというもの。もう一つは、閉園は致し方ないが、閉園後の対応策等について早急に市民に説明などを行ってほしいというものである。

続いて、追加の資料、パブリックコメントの公表案及びパブリックコメント以外の意見である。パブリックコメントの公表案については、前回お渡しした 35 人からの意見について意見の内容を分け、意見に対する考え方を記載したものである。意見数は 170 件となっている。パブリックコメント以外の意見については、前回お渡ししたものに、意見に対する考え方を記載したものである。

#### 《議決事項についての質疑概要》

##### 【委員 1 名より】

前の会議でも話したが、客観的に、状況に応じて議論を進めるべきである。問題点は 4 つ、園児数と教育効果、財政的な問題、障害を持っている園児の処遇、それから周知期間の問題。

園児数について、1 クラス当たりの人数にしても、教育効果を考えるとなかなか 1 人、2 人では難しいだろう。それから、これだけの施設を運営していく上での財政的な支え、やはり税金を使っているわけで、その費用対効果をしっかり検証しなければいけない。それから、障害を持っている園児については、やはり私立の幼稚園がしっかり今教育をしてくれているということ。あと、周知期間については、既に令和 2 年、3 年度から市立幼稚園について危機感を持って対処はしているので、別にこれは何か月かで始まった話ではないということ。その準備があっても改善できなかったということを見ると、この状況での存続は難しいのかなという結論に、客観的には立つのだろう。

やはり、合理的に考えることが一番大事。それぞれの意見があるので、それぞれの意見を酌んでいかなければいけないのだけれども。これは行政の事業なので、最大公約数のところを取っていくしかないのではないかと。教育委員としては中立的な立場なので、どちらかに偏るわけではないのだが、その辺を踏まえての結論になるのかと思う。

【委員1名より】

特別な支援を必要とする園児については、私立幼稚園において、不利にならないよう、しっかり教育環境を整えて指導していただきたい。

《議決結果》

可決

【追加の議決事項】

議案第4号 佐倉市立幼稚園設置条例及び佐倉市立幼稚園園児保育料徴収条例を廃止する条例の制定について

教育総務課長より上程議案の説明

内容：本議案については、先ほど議案第2号 佐倉市立幼稚園のあり方に関する方針について可決されたことを受け、関連する条例である佐倉市立幼稚園設置条例及び佐倉市立幼稚園園児保育料徴収条例を廃止する条例を制定しようとするものである。

資料の1ページ、改め文である。本条例は記載の2つの条例を廃止するものである。附則、施行期日、本条例は、令和6年4月1日から施行する。

資料の2ページ、新旧対照表である。関連する条例である、佐倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の第4条に佐倉市立幼稚園設置条例の文言があることから、これを削除するものである。

資料の3ページ、例規制定概要書である。

資料の4ページ以降については、関連する条例を添付させていただいた。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

(期日を指定して公表するもののため、これより非公開審議とする。)

議案第3号 令和6年度使用教科用図書の採択について

学務課長より上程議案の説明

内容：今年度の採択対象は、小学校、中学校、学校教育法附則第9条の規定による一般図書の検定図書である。

資料1ページ、令和6年度使用教科用図書については、令和5年度教科用図書印旛採択地区協議会長から、小学校、中学校、学校教育法附則第9条の規定による一般図書の選定結果について報告があった。これは、今月の7月4日印西市文化ホールで開催された令和5年度第2回教科用図書印旛採択地区協議会において協議された結果について送付されたものである。印旛採択

地区協議会においては、種目ごとに専門調査委員会の調査報告を受け、協議、選定が行われた。この選定会議には、圓城寺教育長、吉村教育長職務代理者が出席した。

1 ページが選定された小学校検定図書、2 ページが選定された中学校検定図書、3～6 ページが選定された学校教育法附則第9条の規定による一般図書、7 ページが学校教育法附則第9条の規定による一般図書のうち印旛採択地区協議会の選定から除外された図書である。8、9 ページは、教科用図書印旛採択地区協議会が作成した令和6年度使用教科用図書調査報告書特別支援学級用で、今回新規となるものの抜粋となる。

小学校の検定図書であるが、全ての種目について新たに採択される。今回の印旛採択地区協議会の選定結果は1 ページにあるとおり、地図、算数、音楽、保健を除き、現在使用している教科書の発行者のものが選定されている。

地図については帝国書院が、算数については啓林館が、音楽については教育芸術社が、保健については東京書籍が、それぞれ選定された。

別冊、令和6年度使用教科用図書調査報告書、小学校用、専門調査委員会調査員からは選定された各種目の教科書の主な特色として、次のような報告をいただいている。

国語は3 ページ、教育出版である。学習指導要領への対応は、全単元で学習目標、めあてや手立てを明示し、学習の重点化が図られるよう工夫されている。内容は、2次元コードから写真、動画、資料、ワークシート等を閲覧できるようになっている。造本は、全学年B5判、上下2巻となり重さへの配慮がなされている。

書写は7 ページ、教育出版である。学習指導要領への対応は、試し書きから振り返り、日常化までの学習過程が明確化されている。内容は、全学年に基本点画の名称と書き方が示されている。造本は、全学年B5判で、重さ、厚さに配慮し、低学年には水書用紙が添付されている。

社会は11 ページ、東京書籍である。学習指導要領への対応は、「つかむ、調べる、まとめる」、「いかす」、「ひろげる」の学習過程をたどることで問題解決的な学習が進められるように工夫がなされている。内容は、2次元コードを読み取ることでインタビューなどの動画やワークシートなどをタブレットで活用し、個別学習や協働的な学習ができるように配慮されている。造本は、ワイド判で、5、6年は内容に応じて分冊にしている。

地図は15 ページ、帝国書院である。学習指導要領への対応は、目標に即し、「社会的な見方・考え方」をイラスト入りで示し、「つかむ、調べる、まとめる」、さらに「いかす」、「ひろげる」と通して内容を適切に取り上げている。内容は、土地の高さは色分けと手書きふうの山の表現を組合せ、立体感のある地図表現で地形の様子が捉えやすいよう工夫されている。2次元コードを設け、解説動画やクイズ、映像資料など多様なデジタルコンテンツが豊富に収録されている。造本は、A4判を使用し、軽くて扱いやすく、表面には耐性の強い紙が使用されている。

算数は21ページ、啓林館である。学習指導要領への対応は、全学年でプログラミングの単元を設け、論理的な思考力を育成できるよう配慮している。内容は、デジタルコンテンツを具体操作や解説動画と組み合わせることで学びが深まるよう配慮している。造本は、ユニバーサルデザイン書体を使用し、活字、図表が見やすいよう工夫されている。

理科は25ページ、大日本図書である。学習指導要領への対応は、導入では写真やイラストを用いて児童の好奇心を引き出そうとしている。内容はプログラミング教育を意識した内容が取り扱われている。造本は、問題解決の流れや写真を見やすくするため、全学年A4判となっている。

生活は31ページ、大日本図書である。学習指導要領への対応は、ダイナミックな写真やイラストを用いて児童が主体的な活動ができるよう工夫されている。内容は、教科書の中に自分の思いや考えを書くスペースが用意されている。造本は、A4判の大きさで、厚さが適切で児童にとって取扱いやすくなっている。

音楽は37ページ、教育芸術社である。学習指導要領への対応は、学習のねらいを明確に示すとともに、題材ごとに学習の見通しを示し、児童が主体的に学べるように配慮されている。内容は、発達段階に応じた楽曲が豊富に取り上げられ、学習内容が適切に分かりやすく、効果的に学習ができるように配慮されている。造本は、ユニバーサルデザインに配慮した楽譜、文字、イラスト等を使用している。

図画工作は41ページ、開隆堂出版である。学習指導要領への対応は、各題材では3つの目標のうち1つを中心的な目標として示し、児童の学習を深める支援を行うよう全編を通して編集されている。内容は、タブレット端末で見られる映像、ワークシートなどのコンテンツが充実していて、導入から発想の広げ方、振り返りまでサポートされている。造本は、A4判で、児童が扱いやすい大きさ、重さでユニバーサルデザインに非常に配慮されている。

家庭科は45ページ、開隆堂出版である。学習指導要領への対応は、単元は「気づく・見つける」「わかる・できる」「生かす・深める」のサイクルで児童に学習のめあてを意識させたり、確認させたりすることができる。内容は2次元コードでワークシートが表示され、動画を見て児童の知識や思考を高めることができる。造本は、A4判で、児童にとって取扱いやすい大きさである。

保健は49ページ、東京書籍である。学習指導要領への対応は、1単元時間4ページの構成になっており、見通しを持って学習しやすい構成になっている。内容は、興味、関心に応じて活用できる2次元コードが随所に設けられており、知識を伸ばし、創造力を培うことができるよう配慮されている。造本は、A4判で、書き込みがしやすく、軽量で丈夫な用紙を使用している。

道徳は55ページ、教育出版である。学習指導要領への対応は、情報モラル、SDGs、食育、防災教育等が教材として取り上げられ、現代の課題と向き合うことができるようになっている。内容は、デジタルコンテンツが豊富でタブレット端末が有効活用できるよう工夫されている。造本は、全学年AB

判を採用し、挿絵や写真が大きく見やすい掲載となっている。

外国語は 62 ページ、教育出版である。学習指導要領への対応は、ペアやグループで取り組むコミュニケーション活動が充実しており、学級経営との連携が図られるよう工夫されている。内容は、音声で十分に慣れ親しんだ後、自分の考えや気持ちを伝え合う活動ができるような構成となっている。造本は、A B 判で語彙の活動シールやアルファベット表、ミシン目で切り離せる絵カードとワークシートが収録されている。

次に、中学校で使用する検定図書であるが、今年度使用の教科書と同一のものが選定されている。資料 2 ページ、令和 6 年度に中学校で使用する教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条の規定により、4 年間は同一の教科書を採択することとなっている。したがって、中学校は令和 5 年度と同一の教科書となる。なお、令和 6 年度に使用する中学校の教科書については、印旛採択地区協議会で確認されていることを報告させていただく。

最後に、資料 3～6 ページ、学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書であるが、新規本 4 冊が選定されている。また、昨年度に継続して、7 ページに掲載されている 15 冊が除外本となっている。

専門調査委員会調査員からは、選定された各種目の教科書の主な特色として、次のような報告をいただいているので紹介する。これらの図書については、本日佐倉市として採択する図書としてご審議いただくものである。

資料 3 ページに国語、4 ページに算数・数学、5 ページに生活・社会、6 ページに職業・家庭、外国語、7 ページに今年度の選定から除外された図書が掲載されている。昨年度採択された図書については内容に変更等がないので、説明を割愛させていただく。

本年度新規に採用された 4 冊の図書について、専門調査員の資料を基に説明する。

1 冊目、5 ページ、生活・社会、30 番の「どうなってるの？からだのなか」である。8 ページ、調査報告書の抜粋、内容は、人間の体のしくみについて短い文で分かりやすく書かれている。組織・配列や表現は、体に関する疑問に答える展開でテーマごとに配列されている。

2 冊目、6 ページ、職業・家庭、22 番「学校では教えてくれない大切なこと（9）ルールとマナー」である。8 ページの調査報告書の抜粋、内容としては、社会生活を送るために必要なルールとマナーが、漫画形式で適切に取り上げられている。また、インターネットの使い方など現代社会に即した内容になっており、興味関心が持ちやすくなっている。組織・配列や表現については、漢字には振り仮名が振ってあり、読みやすく、テーマごとに色分けされた内容は、まとまりがあり、見やすくなっている。

3 冊目、6 ページ、外国語、7 番「わくわく音あそびえほんえいごにほんごおうたえほん」である。9 ページ、調査報告書の抜粋、内容は、日常、耳にする親しみやすい曲が取り上げられている。日本語の曲が 12 曲、英語の曲

が13曲収められている。また、曲を聴くだけでなく、カラオケ機能で歌うこともできるようになっている。組織・配列や表現は、同じ曲でも日本語と英語があり、メロディを聴きながら英語に慣れ親しむことができるようになっている。

4冊目、6ページ、外国語、8番「わくわく音あそびえほん新装版にほんご★えいごおしゃべりタブレットえほん」である。9ページ、調査報告書の抜粋、内容は、身近な言葉が、日本語と英語の文字や単語で学ぶことができる。録音、再生、クイズ機能などがついており、ゲーム感覚で学習することができる。組織・配列や表現は、身近な数や色、あいさつなどを日本語と英語で同時に学ぶことができるようになっており、親しみやすいイラストで描かれていることも特徴である。

続いて、令和6年度に使用する学校教育法附則第9条の規定による一般図書のうち、印旛採択地区協議会の選定から除外された図書について説明する。選定から除外された図書については7ページの15冊となる。今年度新たに選定から外れた図書はない。昨年度まで採択されなかった図書の内容に変更等はないので、説明を割愛させていただく。

ここで、改めて確認をさせていただく。令和6年度に使用する学校教育法附則第9条の規定による一般図書については、前半に説明させていただいた新規の図書4冊と、一覧表の3～6ページに掲載されている図書を採択するものとなる。

また、7ページの15冊については、それぞれの本の中に、いじめにつながる言葉や不適切な表現、実生活に合わない場面が使われており、授業で扱うには適切でないことがあげられている。印旛採択地区協議会の選定からは外れているので、本市の学校教育法附則第9条の規定による一般図書の採択においても、この15冊は、採択しないものとしてご審議いただきたい。

この教科用図書等の選定結果については印旛地区採択地区協議会事務局より通知があるまでは、部外秘となっているので、よろしく願います。

(休憩)

#### 《議決事項についての質疑概要》

##### 【委員1名より】

今回変わっている教科書について、やはり使いやすさとか教えやすさとか、そういうことがあるのだろうが、例えば音楽など、何故今回変わったのかという理由は分かるか。

##### 【学務課長】

選定の理由については、各市町の参加者の投票で決まっているので、実際どのような理由で選定されたかというのは、はっきりとは表に出てこない。

##### 【委員1名より】

やはり教えやすい、使いやすい、あと重さなども関係してくるのだろう

が、理由が分からないというのは、少し心配である。

【委員1名より】

実際の内容は変わらないとは思うのだが、教科書の作りや表現が変わることで、現場で教える先生方は混乱しないのか。

【学務課長】

多少、戸惑いなどはあるだろうが、大きな問題にはならない。選定された教科書に沿った指導書も配布されるので、これを用いて最も分かりやすい指導方法を、これから教材研究していくことになると思う。

《議決結果》

可決

#### 4 教育長閉会宣言